

福 島 県 知 事 様

福島県環境審議会長

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域及び騒音規制法等に基づく  
指定地域等の見直しについて（答申）

平成 17 年 1 月 31 日付け 17 環保第 1279 号で諮問ありました福島県生活環境の保全等に関する条例（平成 8 年福島県条例第 32 号）第 96 条及び環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条第 1 項の規定による福島県の区域における環境の保全に関する下記事項について審議した結果、下記のとおり答申します。

記

## 1 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の見直し

いわき市における騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域について B 類型に市街化調整区域を加え、次の表のとおりとする。

市町村名	地域の類型	当てはめる地域
いわき市	A 類型	第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
	B 類型	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域
	C 類型	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

## 2 騒音規制法に基づく指定地域の見直し

岩瀬郡鏡石町における騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく指定地域について第 4 種区域に工業地域を加え、次の表のとおりとする。

市町村名	区域の区分	指定する地域
岩瀬郡鏡石町	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域
	第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域及び準住居地域
	第 3 種区域	近隣商業地域及び準工業地域
	第 4 種区域	工業地域

### 3 振動規制法に基づく指定地域の見直し

岩瀬郡鏡石町における振動規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域について第2種区域に工業地域を加え、次の表のとおりとする。

市町村名	区域の区分	指定する地域
岩瀬郡鏡石町	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び準住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、準工業地域及び工業地域

### 4 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜騒音規制地域

岩瀬郡鏡石町における条例第84条の規定に基づく深夜騒音規制地域についてB区域に工業地域を加え、次の表のとおりとする。

市町村名	区域の区分	指定する地域
岩瀬郡鏡石町	A区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び準住居地域
	B区域	近隣商業地域、準工業地域及び工業地域

### 5 悪臭防止法に基づく規制地域の見直し

岩瀬郡鏡石町における悪臭防止法第3条の規定の規定に基づく規制地域についてC区域に工業地域を加え、次の表のとおりとする。

市町村名	区域の区分	指定する地域
岩瀬郡鏡石町	A区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域
	B区域	準工業地域
	C区域	工業地域及び工業専用地域